

17 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

1 地方自治体の情報システム標準化

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) 標準準拠システムへの移行に伴う経費については、今後とも、普通交付税措置とすることなく、基金の使途の拡充や補助基準額上限の見直しを行うなど、地方自治体の負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (2) 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、ガバメントクラウドの利用料を含め、各地方自治体の運用状況を考慮の上、適切に設定されるよう検討すること。
- (3) 令和7年度までとされている標準準拠システムへの移行目標時期について、移行困難システムに関する調査結果等を踏まえ、**移行目標時期の見直しを行うとともに、補助金交付対象事業の実施期間の見直しも併せて行うなど、柔軟に対応すること。**
- (4) 上記に加え、自治体情報システムの標準化に当たっては、各地方自治体の意見を聞き取りながら実情に十分留意した上で、きめ細やかなフォローアップを行うこと。

◆現状・課題

国は、「令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこと」とし、そのために必要な支援を積極的に行う」とし、補助金基金の追加がなされたが、令和8年度以降の対応が未だ明らかにされていない。

経費面でも、市町村によっては、移行費用や既存契約の途中解約に伴う解約金等が、現在示されている補助金では不足する懸念もあり、国による財政支援の拡充が求められている。

さらに、国では「ガバメントクラウド移行による運用コスト3割減」を掲げているが、移行の先行事業の検証結果において現行の運用コストを上回る事例がみられるなどコスト削減効果への懸念があり、地方自治体の不安を払しょくするとともに、実効性のあるコスト削減対策を提示する必要がある。

また、各市町村は、現行業務を住民サービスに支障のないよう運営する傍ら、同時に多数の業務の標準化に取り組む必要があり、慢性的な人材不足となっていることに加え、全国の地方自治体の標準化に向けた取組の進捗とともに、ベンダー、SIerにおいても需要過多による人材不足がますます顕著になり、期限までの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムが増加している。

さらに、現在公表されている仕様では業務要件が満たされるか不安を抱えている市町村もあることから、こうした実情に応じて移行目標時期の見直しを行うなど、柔軟な対応が必要である。

◆実現による効果

標準準拠システムへの移行を着実に推進する体制構築、柔軟なスケジューリング、さらに、成功事例を活用した安全・確実な移行が可能となる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

2 地方自治体の行政手続のオンライン化

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) 民間手続を含めた手続のワンストップ化、ワンスオナリー化などの取組を早期に進めること。
- (2) 行政手続に際し、書面での原本添付が不要となるように、原則として全ての証明情報等について速やかに国・地方自治体相互に活用可能な形でデジタル化を進め、オンライン化の阻害要因を解消すること。
- (3) 令和6年度中に地方自治体及び民間に提供することとされている「個人認証用アプリケーション」(マイナンバーカードを用いたオンライン上の本人確認が可能となる仕組み)について、地方自治体が導入する際の情報提供・財政措置等、必要な支援を行うこと。

◆現状・課題

デジタル手続法では、デジタル3原則（デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオナリー）を基本原則として明確化し、国の手続のオンライン化を原則としている。また、デジタル庁は令和5年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で、法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に基づく処分通知等については、オンライン化することが適当でない手続又は費用対効果が見合わない手続を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省庁は、速やかにオンライン化の実現に取り組むとしている。

そのため、登記事項証明書などの証明情報について行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する検討が進められているところだが、紙原本添付の完全撤廃によるオンライン化阻害要因の解消を含め、早期に具体的な取組を進めることが必要である。

本県でも全ての行政手続を対象にオンライン化の取組を進めており、特に年間取扱件数が1,000件以上の手続について優先的にオンライン化を進めているところだが、本人確認が必要な手続については、対面や添付書類による確認が必要となることがオンライン化の阻害要因となっている。

また、これらの阻害要因の解消には、国の一元システム（マイナポータル、e-Tax等）において導入されているマイナンバーカードを用いたオンライン上の本人確認も必要だが、地方自治体や民間事業者が同様の仕組みを実現するのはコスト的にも技術的にも困難である。

こうした現状を踏まえ、国はマイナンバーカードを用いたオンライン上の本人確認の普及浸透を図るため、新たに「個人認証用アプリケーション」を開発し、令和6年度中に地方自治体や民間事業者にも提供することとされているが、当該アプリケーションの導入に当たっては、

電子申請システム等の連携先システムの改修等を伴うなど技術面、費用面の障壁が存在するため、適切な情報提供や財政措置など国による支援が必要である。

◆実現による効果

地方自治体の取組の中では対処できず、阻害要因となっている課題が解消されることにより、地方自治体における行政手続のオンライン化、簡素化の取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

3 デジタル人材の確保・育成

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

I C T やデータ利活用等の専門知識を有し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たな価値の創出、システムの運用、連携など、**地方自治体におけるDXを推進するデジタル人材の確保・育成が急務**となっていることから、次のとおり各地方自治体を支援するための取組を早急に行うこと。

- (1) 地方自治体におけるデジタル人材育成に係る費用について、特別交付税に代わる財政支援を行うこと。
- (2) 本県と県内市町村が広域連携の取組として検討を進めている外部人材等の活用に合わせて、国においても、高度な知識を有している外部のデジタル人材の掘り起こしを速やかに行い、各地方自治体へ提供するためのデータベースを構築すること。

◆現状・課題

地方自治体におけるデジタル人材の育成に当たっては、地方自治体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に係る経費（研修に要する経費、民間講座の受講料等）について、令和7年度まで（自治体DX推進計画の計画期間と同様）特別交付税が措置されることになったが、各地方自治体でデジタル人材を育成していく上で十分な財政措置となっていないため、国庫補助等の支援が必要である。

また、令和5年12月に総務省「人材育成・確保基本方針策定指針」において、デジタル人材育成に係るガイドラインが示されたが、依然としてI C T の急速な進展によりデジタル分野に関する専門的な知識やスキルを持った人材を確保・育成していくことが難しい状況である。例えば、外部の専門人材を登用する場面においてはまず、人材情報を得ることに苦慮している。また、人材を確保できたとしても、地方自治体と民間のギャップで早期に退職してしまうケースもあり、対応に苦慮しているところである。

◆実現による効果

デジタル人材育成に係る費用について継続的に支援を受けることにより、各地方自治体が同様のレベル想定の下、計画的かつ効率的に人材育成を実施することができる。

また、国が外部デジタル人材に係るデータベースを構築し、地方自治体へ提供することにより、円滑な外部デジタル人材の確保が可能となる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

4 市町村とのデータ統合連携基盤整備に向けた支援

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、「広く多様なデータを活用して新たな価値を創出するためには、データ連携基盤等の構築が重要」とされていることから、デジタル田園都市国家構想が想定するデータ連携基盤に限らず、都道府県が域内の市町村と共同で利用しているデータ統合連携基盤の整備に対しても、早期の財政支援を行うこと。
- (2) 国において進めている、公的機関で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の基本データであるベースレジストリの整備を早期に進めるとともに、地方自治体がベースレジストリを利活用できるように、データ共有の方法を定めるなど、仕組みづくりについても早期に行うこと。

◆現状・課題

本県が取り組んでいる市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤の整備については、現段階では直接的に住民の便益に寄与する機能がないため、デジタル田園都市国家構想推進交付金の対象とされていない。

また、県や市町村が保有しているデータだけでなく、国も含めた幅広いデータを統合・連携していくためには、国が整備を進めるベースレジストリのデータの利活用が不可欠である。

◆実現による効果

市町村と共同でデータ統合連携基盤を整備し、DXを推進することで、リソースを共有しながら地域の様々な課題の解決が可能になる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

5 生成A Iの利活用

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

急速に発展しているChatGPTを始めとする生成A Iについて、国として安全かつ効果的な利活用のための地方自治体向けルールやガイドラインを早期に示すこと。

◆現状・課題

ChatGPT を始めとする文章や画像を作成する生成A I技術は急速に発展しており、本県でも業務への利活用を開始したが、一方で懸念されるリスクへの対応など共通のルールがなく独自の判断のみに基づいて決定せざるを得ない課題が続いている。

特に個人情報を含む重要情報を入力した場合にその情報が再利用される可能性や、生成A Iが作成した文章や画像が第三者の著作権に抵触する可能性、意図的に大量入力された誤情報に基づく誤った情報の拡散などの二次被害を防ぐため、一定の共通対応を示したガイドラインが必要となる。

◆実現による効果

ChatGPT を始めとする生成A Iの適切な利活用は、本県の業務効率化や業務改善、県政課題の解決に寄与できる可能性が高い。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)